

## 大正期国有林下戻地の 鈴木商店系拓殖企業の興亡と 初期・終期に蠢動する特異企業家

秋田県生保内原生林を巡る  
平尾幸太郎・太田雪松らの役割

小川功

Isao Ogawa

滋賀大学 / 名誉教授

## I はじめに

秋田県仙北市の田沢湖駅に近い生保内公園の小高い丘に由緒不明の拓殖神社が鎮座する。大正2(1913)年駒ヶ岳山麓の国有林下戻の悲願が達成されつつある当時の生保内村に漲る高揚感の下での公園整備に際し、のゑ夫人を願主に立てた愛妻家こそ生保内村のコミュニティデザイナーであり、観光デザイナーとも位置付けるべき田代宏成(後述)であった。

現有社殿の屋根は葺替えられたが、傍らの「拓殖神社」と彫られた石碑の丸味を帯びた独特の形状は日本拓殖興業制作『写真帖』<sup>1)</sup>収録の工場風景と一致する。筆者は同社を買収した拓殖水電興業が破産、神社散逸を惜しむ地元民(恐らく拓殖の二字に思い入れの深い田代家等)の手で現公園に移築されたかと想像する。田代は秋田林業原始株主となり、鈴木商店系重役に伍し初代監査役に就任した唯一の地元側役員で、生保内村長・県議等の要職を歴任し明治43年榊田清兵衛代議士らと現田沢湖線の敷設運動を推進する傍ら、自らも地域振興目的で起業、黒湯温泉主、運送店主

1) 14 『写真帖』は編集に技師も加わり、「岩本式」技術を紹介する意図が感じられる。「拓殖水電興業株式会社成立ノ上買収スヘキ日本拓殖興業株式会社工場設備及事業地区」(『所沢市史調査資料』第25巻、昭和50年、P105)を宣伝する意図で当社株主にも配布。

2) “ビッグ・ストア”は海図に載る架空島同様正規に特許された真正なる遊覧鉄道の体裁を整え、新線計画等の陽動作戦で甘い期待を抱かせ、すり寄る株主・請負人等から多額の金銭を詐取した上で「建設費六万二千五百円とあるも、一条のレール、一坪の地所も買はず、大部分は…発起人の功労金五万円を始めに、執務事務員費等に宛て」(T6.4.26日出)た直後に突如解散を決議して夜逃げしたという大掛かりな籠脱け詐欺を「念入りに準備された架空の劇場」(デヴィッド・W.著『詐欺師入門』光文社、1999年)を示す隠語で形容した。(拙稿「遊覧鉄道発起の虚構性—八幡電気軌道の観光社会学的考察」『彦根論叢』第410号、2016年12月)

3) 新炭新報社編『全国薪炭主要生産地荷主案内誌』大正7年、P88。

等を兼ね、社有林・黒湯方面との物貨行客の輸送を担った文字通り拓殖の“権化”だからである。

公園が竣工した同じ年に平尾幸太郎（後述）なる才気煥発の鉱業家は海図に載るが実は当初から実在しなかった架空の中ノ鳥島（後述）の燐鉱試掘権を得た直後の11月現地へ大掛かりな探険隊を船出させて世間を驚かせた。同年7月、今一人の主役たる元記者・太田雪松（後述）も負けずに公式に特許され八幡電気軌道を名乗るが実は架空の鉄道会社を設立、この“ビッグ・ストア”<sup>2)</sup>を舞台に手品師役を巧みに演じ闇に消えた。

本稿は田代ら地元悲願の拓殖事業の前に出現した、この平尾・太田という本来脇役のはずの個性溢れる特異な企業家ふたりを主役（前シテ、後シテ）に見立て、「炭林大豊富にして前途に望多く、人皆無尽蔵」<sup>3)</sup>と称した利権渦巻く広大な原生林の大舞台で、村落共同体と隔絶した余所者がいかなる場面に登場し、どのような切れ味の鋭いまさかりを揮って巨木を伐り倒す山師、あるいは大鉈を揮う整理屋（hatchet man）<sup>4)</sup>の役を演じたのかを観察しようと試みた。何分にも運営事業体（社名は区々ながら以下当社で統一）が短命で流転も

激しいが故に自治体史記述も不確かではあるが、隣村の堀川吉之助村長の伝記<sup>5)</sup>からの示唆と僅かに登記簿等に残された数少ない断片的司法情報とを組み立て企業者史の観点から筆者なりの解釈を試みたものである。なお大正期企業を主題とする本稿では和暦で統一、大正の年号は原則省略、引用箇所での筆者補足を〈 〉内に示した。

## II 田代宏成らによる 国有林下戻運動と平尾幸太郎

この発端は田沢湖畔の生保内の広大な国有林下戻問題、すなわち地域の共有林が明治政府により強引に国有林に編入され困った地元住民が秋田県、大林区署に陳情した末、国を相手に幾次もの訴訟を重ね遂に下戻しを勝ち取った山林事件にある。まず第一段階として明治27年生保内村が秋田県知事へ下戻を出願<sup>6)</sup>、31年1月山林局長から秋田大林区署宛に照会<sup>7)</sup>があった。「明治三十二年…国有林野下戻法が公布されるに及んで、当時の〈生保内〉村長田代宏成が村会にはかり、大阪市、平尾幸太郎に手続いっさいを委嘱

4) 整理屋は一般に倒産寸前の企業に乗込み強引に債権回収を図り、回収の一部を着服、法外な手数料等を貪る悪徳業者の意で使われるが、本稿では主に再建整理過程に好んで介入し巨利を得んとする投機的資本家を指す。

5) 堀川…浦山直治、堀川豊弘『先覚堀川吉之助と田沢』秋玄書房、昭和40年。

本稿では筆者永年の慣例に則り当該伝記を単に堀川と略するように、頻出資料等に以下の略号を使用した。

営…営業報告書（#は回数）、不登○…①駒ヶ岳2番、②旧田代邸各閉鎖不動産登記簿（大曲）、商登①…拓殖水電興業閉鎖商業登記簿（名古屋）、商登②…北仙聯合林産閉鎖商業登記簿（秋田）。

[地域文献]名誉…『秋田名誉鑑』大正9年、名鑑…『秋田県名鑑』帝国興信所秋田支所、昭和2年、町史…田沢湖町史編纂委員会編『田沢湖町史』昭和41年、

新年表…新田沢湖町史編纂委員会編『新田沢湖町史 年表』平成9年、木材…小貫修一郎『木材之秋田』北羽実業協会出版部、大正7年、富源…黒川東洲（松五郎）『仙北の富源と名勝田沢湖』仙北新報社、大正7年、盛曲…畑中康博『盛

曲線敷設考』『秋田県立博物館研究報告』第38号、平成25年3月。

[新聞・雑誌 M…明治、T…大正、S…昭和、H…平成、○内は紙面] 魁…秋田魁新報、大朝…大阪朝日新聞、大毎…大阪毎日新聞、読売…読売新聞、東朝…東京朝日新聞、東日…東京日日新聞、内報…帝国興信所内報、D…ダイヤモンド、真相…「生保内山林事件の真相」(T5.10.12魁③)、郡長…吉田仙北郡長談「仙北醋酸工業」(T5.12.17魁②)、騒擾…「騒擾の因となる生保内の山林」(S7.7.20魁①)、財閥…「財閥から見た神戸」(T12.5.20大朝)。

[会社録・会社基本資料] 要…『銀行会社要録』東京興信所、帝…『帝国銀行会社要録』帝国興信所、諸…牧野元良編『日本全国諸会社役員録』商業興信所。

6) 秋田県内務部第二課地理掛「仙北郡生保内村長田代宏成ヨリ官林ヲ民有地ニ引直願ノ件」(秋田県公文書)

7) 大正二年(オ)第百四十八号、大正二年十月六日第二民事部判決(『大審院民事判決録』19輯、p799～)。

して、明治十三年官有となった土地に対し、下戻し運動を行った(町史, p347)が、この過程で33年1月田代村長は大林区署宛、訴えの証拠品たる帳簿の由来<sup>8)</sup>を説明した。1月末農商務大臣からの回答が「杉松ハ三官七民ノ部分林ニ編入シ、雑木ハ全部下戻許可」<sup>9)</sup>との不本意な結果に終わった責任を感じ、直後に田代は村長を退いた(町史, p111)。

村の姿勢は変わらず不許可に対し明治38年4月1日弁護士芹沢孝太郎に委任し、国を相手に行政訴訟を提起(町史, p347)、明治44年5月17日行政裁判所宣告で一部の山林下戻、なおも執拗に国側の抵抗が続いたが大正2年10月6日遂に完全に村の所有に帰した。

町史によれば明治30年代初頭に田代村長が大坂から来村した鉱業家の平尾幸太郎<sup>10)</sup>に助力を求めた旨の記述がある。明治20年代から金銀等の試掘が始まった生保内地方を有望と睨んだ平尾が訪れた折にでも「或る手蔓を以てその試掘願の期限が切れたのを知った」(T2.10.29大朝)ほど“早耳”の平尾が村の悲願を聞き込み、本業から逸れるが変わり身の早い得意技<sup>11)</sup>を發揮し、下戻林の買い手探しに乗り出したのであろう。筆者は阪神に本拠を置いた平尾の経歴に鑑み、東京でなく京阪神方面の木材商に打診して回った末にプラント建設業の如き合名会社岩本兄弟商会(大阪)<sup>12)</sup>に遭遇、岩本の特許を買い取って手先に使役した神戸・鈴木商店を大本命と睨んだと考える。ただし地元と中央資本の仲介につき堀川の伝記では下戻「事件に携わった弁護士の助言」(堀川,

p47)とし、大正5年時の仙北郡長は岩本を功勞者に挙げ無名の鉱業家は無視した。郡長がベタ褒めした岩本から特許を買った鈴木に触れぬ訳は鈴木系人物とは会わず『炭焼と木材乾餾』を出版し全国に装置を売込んで回る岩本から直接効能を吹き込まれたためだろう。

### III 秋田林業会社の創設と鈴木商店の支援

村長時代から下戻運動に取り組んで来た田代が監査役、田代から助太刀を託された平尾と、平尾が探索の末に遭遇した岩本が取締役に加わって、神戸・鈴木商店傍系の秋田林業株式会社が、大正4年10月21日大阪市南区順慶町三丁目27番屋敷に「木材乾餾業及林業」を目的に資本金5万円で設立され、10月25日大阪区裁判所に登記、11月4日『官報』に掲載された(T4.11.4官報附録, p3)。

社長の松田茂太郎は明治38年人絹製造の開發者として鈴木商店に迎えられた著名な技術者で山陽製鉄社長ほかを兼ね、専務の松島誠は帝国人造絹糸専務で鈴木商店経営の大阪林産物共同販売所も主宰していたと推定され、彼の自宅・大阪市南区順慶町三丁目27番屋敷に本店を置いた。さらに取締役の藤原長治は東工業専務や東城製鉄代表取締役を、監査役の福井源次郎も山陽製鉄や三重木材乾餾の各監査役等を兼ねており、松田・松島同様に鈴木商店直系の人物であった。したがって取締役5名、監査役3名中、少なくとも

8)「文化年度ノ調製」の帳簿は現在の生保内財産区の基礎を築いた下戻し功勞者として知られる三浦政吉が「瀧村戸長在職当時…帳簿ヲ戸長ヨリ借受け」た。

10)平尾幸太郎は慶応2年11月兵庫県平民平尾忠七の長男に生まれ、本業の鉱山業では情報網をめぐらせ、鋭敏な嗅覚を持って北は札幌近郊から南は小笠原まで各地の鉱区等に幅広く関与した。大正6年以降に新設された大戦景気による“泡沫的”な十数社の役員を兼ねた。

11)平尾は後年、本業の道内探鉱で空振りに終わる中、御料林内で偶然見つけた奇妙な放射性岩石を持ち帰り「ラヂオカルクの発見とその普及は製薬界に一大センセーションを捲起した」(S2.11『実業之世界』, p112)と自慢するほど一儲けて業屋に転身、永年平尾物産で抱え込んだ鉱区の重荷を新設の大日本放射製薬に転嫁するほど転んでもただでは起きぬ人物であった。

12)岩本定喜は明治40年「材木ノ委託販売及製造販売」の岩本合名(大阪)を設立し代表社員。岩本嘉平、澄ら兄弟と明治末期に宮崎市に工場を建設、大正初期に在来の炭焼窯

も半数を占め、社長・専務を握った鈴木系が支配していた構図<sup>13)</sup>である。

秋田林業会社の創業を報じた数少ない史料・『木材之秋田』の著者・小貫修一郎は「其の事業を開始したるは大正五年十二月にして、創立日浅きを以て事業の成績を云為するは早計に似たるも」(木材, p184)「…本事業の成功するや疑ひを容れざる処」(木材, p185)で、「秋田林業株式会社の創立せらるるに至りしは<秋田>県国の為め慶賀に堪えざる所」(木材, p186)と評価した。

「秋田県に於ける斯業<醋酸石灰>としては仙北郡生保内村に秋田林業株式会社のあるなり。醋酸石灰製造を目的とし、木炭をも産出するが、大資本を投じたる大規模の経営にして、創業日尚浅きを以て其成績を云為すべからずと雖も、将来の発展を予期せられつつあり」(木材, p47)と期待されていた。

「第一計画としては駒ヶ岳山林三千五十町歩を生保内村より二十ヶ年の地上権を付して買取せり…此の伐採跡地は現在契約年限を延長する交渉中にして、約成りし上は鈴木家の世襲財産となすの計画なり」(木材, p184)とあるが、前掲写真帖に綴られた「秋田事業地一覧図」で駒ヶ岳直下の先達川までの西麓一帯に斜線で印された「社有乾餾用原料林 水平面積三千五十町歩」<sup>14)</sup>がこれである。この点郡長が「同<岩本>商会…は百年間地上権の獲得を契約せんとせるも、村内には<賛否>両派ありて要領を得ざりし」(郡長)と言葉を濁したように、後年の大騒動(後述)の種を蒔く遠因になったと解される。

を改良し岩本式乾餾窯を発明し特許権を鈴木商店に売却。当社で一貫して重要な役割を担い続けた一族は当社の破産後も岩本式焼却炉に方向転換し岩本工業を拠点に全国展開、戦時中は炭化炉にも関与するなど、技術力を武器に長く活躍を続けた。

**13)** 関係会社62社の「鈴木王国」(財閥)に含まれず、同商店研究者による言及も見当たらない。なお日本ノート製造取締役の山本嘉藏は後年拓殖水電興業4,600株主(#4営, p8)で、後任の鈴木系佐藤捨三郎は三重木材乾餾、山陽製鉄各監査役。

当社の最大の強味は後ろ盾・鈴木商店の存在で「此等の製品を原料とする工業の企画中」(木材, p186)で、醋酸石灰116,060貫、木炭475,200貫、木精190,080封度など年産高全量を同商店の大阪林産物共同販売所が引受け、「内は各醋酸製造者に供給し、外は南洋、印度、豪州及び遠く英本国に輸出」(木材, p185)するという「合名会社鈴木商店経営事業の一部に属し、各地に於て此の工業を執行せる内の一」(木材, p183~4)と位置付けられていた。そのため「株式超過額は鈴木商店より同店経営の大阪林産物共同販売所を経由して任意供給する制度」(木材, p185)という手厚い資金支援もあった。山林地上権の延長交渉が「約成りし上は鈴木家の世襲財産となすの計画なり」(木材, p184)とのことだから、秋田県で院内油田を採掘中でもあった鈴木商店では当地の将来性をよほど高く買っていたのであろう。

企業誘致を鋭意推進する立場の田代らは村有林の当社への好条件での貸し下げ、河川改修、林道開削等のインフラ整備や、従業員確保から地元対策まで、あらゆる便宜供与<sup>15)</sup>に奔走したと思われる。また田代など役員就任者以外の秋田林業株主の存在を明らかにしえないが、後身・拓殖水電興業で秋田県大株主の榊田清兵衛500株、池田文太郎300株、青柳長次郎200株(#4営, p1~13)ら地元有力者<sup>16)</sup>にも応募を勧誘する立場にあったと思われる。

生保内村と隣村一帯(北浦)は大正3年当時の東北飢饉で「積雪中より漸く草根、木皮類の山林の恩恵に辛くも露命を支ゆる者多く」<sup>17)</sup>と報じられた

**15)** 田沢村でも資金難に陥った誘致企業の「除毒工事の促進を望んで…工事の有力な側面の推進者」(堀川, p98)だった堀川村長は「窮余の一策、村長という職権…で活路を開く」(堀川, p99)べく「公金引出し」(堀川, p100)の末に失脚した模様で同様な悲劇が田代一族にも降りかからなかったか否かが気になる。

**16)** 明治43年10月の大盛横断鉄道期成同盟会(盛曲, p76)の現田沢湖線敷設運動等で交流があった。

**17)** 「東北視察記」(T3.2.6中外商業新報)。

秋田県下第一の凶作地であったが、大正5年末郡長は上記の企業誘致の成果として「村民の中には往日の如く糊口に難するもの無く一般裕福となり」（郡長）と高く評価した。かくして「鈴木系統」（富源、p127）の資本力を背景に「北浦の森林地を文明的に圧縮消化し、交通網を新設改善して民力の振興充実を助成する」（富源、p126）秋田林業の「計画は寡からず郷土人を驚かし、亦当局者一般実業家の視線を集めてゐる」（富源、p127）との賛辞を受けた。以下の各節で流転する運営主体ごとの概要を述べる。

## IV 運営事業体の流転と 日本拓殖興業設立

大正7年9月秋田林業、岩手木材乾餾両社が鈴木商店系木材乾餾工場の統合体である日本林産製鉄<sup>18)</sup>に一旦は合併されたが、約10ヵ月後に再度分離された。その理由は不明だが新たに日本拓殖興業が「大正四年以来神戸鈴木商店系統にて経営し来りし秋田林業及び岩手木材乾餾の両社」（T11.12.10内報①）の事業を継承の上、より多角化する形で、翌8年7月25日名古屋市中区栄町に資本金100万円で設立され、林喜兵衛、岩本定喜、岩本嘉平が取締役、平尾が監査役となった。鈴木直系の人物は抜けており、庶務兼会計課長であった堀川の伝記の「この会社の設立については、親会社の鈴木商店の幹部はしらなかった」（堀川、p48）との記述とも符合する。広義の「鈴木王国」からの離脱の真相は定かでないが、今後の鈴木商店研究の進展に期待するほかないが、現時点で筆者が想定するシナリオは、①引き続き監査役に留

まった田代が統合体の管理限界を感じ地域密着型への回帰を主張、②設計施工を本務とする岩本は鈴木系ルートとは別に自己技術の広告塔となるべきモデル工場を願望、③軍需品への傾斜を危惧した岩本らが従前から模索中の秋田・岩手での多角化策<sup>19)</sup>を有望と見た林喜兵衛<sup>20)</sup>ら名古屋財界人が分離時に新たに大口出資したことを反映し、自派に好都合な名古屋に本社配置、④平尾は下戻運動以来の“同志”地元勢と連携し各派の調整に回ったなどである。非鈴木系資本家の野合による半独立を欧州大戦の終結後の収益低下を見越した鈴木側が分離案を了承したという見方はできないだろうか。

分離から僅か3ヵ月後の8年11月7日、全国的に労働運動が高揚していった中で当社岩手工場でも待遇を不満とした乾餾職工組長日向義和藏ら14名が5日間の同盟怠業<sup>21)</sup>を行った。問題は偶発的な争議発生だけでなく、堀川の伝記は大戦収束後に同社の陥った閉塞感を「会社は戦時を狙った山師的なもので…途端に軍需産業の悲しさ、醋石の需給はバツタリ止まってしまった。こうなれば打つ手はない。もう解散するしかない」（堀川、p51）と記す。しかし清算しなかった理由を同伝記は「短期間に立派な設備までし…このまま閉鎖してはいかにも残念であるというので、種々考えた末に、将来を見越し…新規事業に手を染め」（堀川、p52）るべく新会社を志向した旨を述べる。伝記編者が聴取した当の証言者の記憶の限界からか、社名（日本拓殖林業⇒日本拓殖興業の誤、東北開発⇒拓殖水電興業の誤）に思い違いが見られるものの、転換の筋道自体に関しては貴重な内部証言と見做せよう。

18) 秋田の文献で秋田林産製鉄と誤記（富源、p128）される日本林産製鉄は「金子の好きな合同」（T12.5.24大朝）の一環たる鈴木系木材乾餾企業群のトラスト。大正4年4月三重木材乾餾として設立、6年2月伊勢、宮川、山田各木材乾餾を合併、7年6月日本林産製鉄と改称、9月秋田林業、岩手木材乾餾を合併、21万円を増資し資本金100万円（帝T8大阪、p28）。

19) 岩本は日本拓殖興業の「秋田工付」の肩書きで8年11月「玉川筋発電用水利使用願」を県に提出、9年7月頃田沢村で砂鉄鉱区権取得、10年4月田沢村で石炭試掘鉱区登録し、「写真帖」巻頭の一覧図に岩手分を含め所在を逐一明記した。

20) 林喜兵衛（名古屋市中区）は明治33年工手学校電気科卒、東京電灯技手、徳島等の水電会社技師長等を経て、明

重要な点は必要な多角化資金調達を単純な増資形態ではなく、敢えて手続きが煩瑣な新会社設立に向かった不純な動機であろう。結論を先取りすれば、大正バブル期の新設会社がほとんどそうであったように、ありもしない夢のような将来構想の机上プランを餌に投機的資金を広く掻き集めてやろうとの腹の中が透けて見える。次節の新会社公募の巧妙なトリックの仕掛け人が平尾並びに同類の中須養三<sup>22)</sup>らだとすれば、ともすれば世間から“山師”と警戒されてきた探鉱家の本性を露呈した瞬間とみることができよう。

## V 拓殖水電興業の公募

拓殖水電興業は大正9年6月26日(商登<sup>①</sup>)前節の日本拓殖興業を「買収、基礎とし」(T11.12.10内報<sup>①</sup>)で、「化学工業薬品ノ製造石炭亜炭石灰ノ採掘製材製板運輸其他」を目的に、資本金100万円、払込25万円(10年2月時点では資本金500万円、125万円払込に増資)で麴町区内幸町に設立された。公募時の新聞広告で発起人総代に中核であった林と岩本二人に加え、男爵西村精一、佐藤博愛、鈴木宗兵衛を担ぎ、相談役に著名な根津嘉一郎を戴き、金子直吉、藤田謙一、松田茂太郎(「日本林産製鉄社長」肩書付)、松島誠らの鈴木系大物を含む発起人78名、賛成人182名(49名分明記)を逐一列挙し世間体の良い顔ぶれを揃え、実際には喪失しかけていた信用を得ようと画策した。新聞各紙も「藤田謙一、根津嘉一郎、坂田実、金子直吉諸氏の発起に係る」(T9.1.22読売<sup>③</sup>)と鈴木系かと錯覚させる記事を載せたが、この時期の新興企業の通弊で名士の多くは名義

貸しか、有名無実の単なる“お飾り”の域を出なかった。

ここで目的を木材乾留業に加え「電気工業、製鉄業、鋳業、砂鋳業、林業、開墾、漁業、其他」と幅広く列記し「拓殖及水電、鋳業、製作部其他」(T11.4.8内報<sup>①</sup>)各部から構成される「有望事業のトラスト」(T9.2.19東朝<sup>④</sup>)と題された長文の公募広告から虚飾に流れた点を摘出すれば、まず「大正四年設立当初」からの林産工業について「山林公簿面積三千五百余町歩…運材設備六千六百七十二間」は「全国第一の称ある山林…事業経営上稀なる良山にして…各種製材製板及メチールアルコール、メチールアセトン、クレオソート、醋酸石灰、木炭等其需要は殆ど無限」という「日本拓殖興業株式会社現在の設備一切を…実価を以て買収し、現経営の事業を拡張するの外、石炭の採掘並に玉川毒水排除設備の新経営を開始し…国家的有利の一大事業を完成せむと欲するもので、「世に謂ふ所の買収と異なり事實は既設会社拡張に伴ふ増資と解すべく」「別途…<旧>株主ニ対シ持株一株(五十円払込済)ニ付キ本会社株式四株ヲ確定割当」とした。

特に目立つよう社名にも掲げた「水電事業」につき、「秋田県及岩手県に於ける豊富の水力電気を基礎」とする「設備の膨大なる水力電気二万五千馬力」の内「秋田県玉川流域一万五千馬力の水電は…玉川毒水排除設備に使用し残余の大部分は一般の需要に応じ販売す」とした。「玉川毒水」は彼の「印紙魔」津下精一<sup>23)</sup>も取り憑かれた秋田の鬼門ともいべき超難問であって、水利権の許可も得られぬ段階では絵に描いた餅にすぎない。個々の検証は割愛するが、一番に掲げた「事業経

治42年名古屋で誠電社を創立し社長就任、大正6年電気機械器具商創業、当社のほか燧洋、気高、輪島等電力各社「取締役を兼ねしが、現時其関係を絶ち」(前村信松「財界フースヒー」大正12年5月、は、p17~18)と当社の衰微と時を同じくして実質的に引退状態。

21) 労働年鑑編輯所大石隆基『労働年鑑』宝学館、大正9年5月、p387~388。

22) 当該広告の真上に発起人でもある中須養三の中須商店広告が絶好の位置を占め、恰も平尾=中須コンビが当該公募を仕切るかのような外観を呈する。

23) 津下精一は拙著『虚構ビジネスモデル—観光・鋳業・金融の大正バブル史』日本経済評論社、平成21年、p177以下、秋田県関連は同書、p159参照。

営上稀なる良山」すら地上権でしかも登記すら出来ぬ「抜け山」にすぎず、後述の如く災難の源となった。

## VI 大正11年頃の業績不振と社内抗争勃発

新発足から1年半もたたない大正10年10月15日当社は栃木県の岡田嘉右衛門から3,356円の石炭代の訴訟を提訴(T10.10.19内報③)された。この背景には「社債発行計画中の…拓殖水電興業…金融業者の引受け気乗薄で起債計画は捗々しく進捗せず」(T11.1.22大毎)と報じられた資金難があったとみられる。11年2月期は辛くも「年三朱配当」(#4営, p1)だったが、翌11年8月期は損失8万円を出し無配転落、公募の際の誇大広告の化けの皮が剥がれた形となり「今期ハ方針ニ改革ヲ加エタル過渡期ニ属シ、成績トシテハ只将来ニ期待スルノミ」(#4営, p2)の正念場となった。業績急落を背景に当社重役陣が①電気技師出身で電気畑一筋の名古屋財界人・林喜兵衛と、②燃焼技術の発明を全国に売り込む大阪財界人・岩本定喜の二派に分かれて再建策をめぐる対立が鮮明になった模様である。同じ技術畑出身ながらも電気屋、機械屋の発想の違い、地元工場・山林現場との距離感の濃淡、露骨に言えば騙した側の古参岩本派と騙され大損した側の新参林派間に根深い抗争<sup>24)</sup>が生じたものと想像される。

11年10月31日岩本派が一旦実権を掌握したあと、同年12月20日の総会(T11.12.21読売③)で欠損処理上資本金を500万円から185万円へ大幅減資を可決した。

これ以降半年間に会社更生を期し以下数件の困難な諸課題に関し何らかの大掛かりな策動があれこれ試みられたものと推測されるが、結果的に更生の大役を担った岩本派の思惑は実らなかったようだ。具体的には労働争議鎮圧後の岩手工場・鉱区の処分<sup>25)</sup>、秋田工場・山林の処分、東京・大阪両工場を「他ノ出資者ヲ加エ営業ヲ独立…別個ノ一会社ヲ組織」(#4営, p2)、鈴木商店への救済要請等、いずれも資金難解消のための大幅リストラ策である。

このうち高値売却を目論む当社主力の“虎の子”秋田工場は11年8月期決算で備忘価格の「秋田工場(未決算)」勘定5,046円と、商品土地を意味する「拓殖部土地」勘定250,000円とに2分割され(#4営, p4)、「拓殖部ニ於テハ秋田山林ハ依然鉄道工事ノ完成ヲ期待中」(#4営, p4)とするなど売却話の進行を窺わせる中で、大阪工場売却の上で13年11月17日には大阪支店を廃止した。

秋田工場の売先は未詳だが、郡内に事業所を有する法人中から引受可能性のある同業者等を抽出すると当時「生保内の会社」(T12.8.31魁④)と紹介されたA日本醋酸製造(日醋)、B東北興業2社の外にも、C北仙聯合林産、D仙北林産(秋田林産と改称)、E山丸大正運送(合資)など数社を挙げ得る。

Aは9年12月期村内で開業、生保内工場林業勘定9.1万円を計上済みで、13年6月期鉄索、14年12月期整材所と軌条を順次増備した大手(各期事業報告書)。

Bは当社工場と隣接し、「先達の杉沢川の川口に製鉄工場が建てられ」(堀川, p83)、「本<7>年六月中…日産五噸炉一基据付開業」(富源, p125)した。貧鉄の砂鉄に依存する製鉄業は

24) 8年の同盟怠業の鎮圧に任侠集団の手を借りた結果、その筋の親分が経営内部に介入してきた可能性も否めない。

25) 10年4月22日の総会で「東北鉄道鉱業会社の創立に対し…財産出資として加入するの件を可決」(T10.4.23読売③)し、岩手工場及び石炭鉱区を一旦は「東北鉄道鉱業会社

に現物出資と為」(T11.12.10内報①)したものの双方に何らかの齟齬が生じ、「東北鉄発起人と協定を遂げ、出資契約の変更を行ひ、同社に対する出資は鉱区及び出願中の水電に止め、出資額を二十五万円(内十万円は水電許可条件付)に更改し、岩手工場及び山林は再び当社の所有に復」(T11.12.10内報①)する始末であった。

「操業二、三年にして…徐々に経営不振の色が濃く…製鉄から製材事業に切り替える」（堀川、P83）べく、社長「阪本氏も、会社更生の策…を窃かに考えていた」（堀川、p84）。

Cは10年10月27日田代準一郎が主導し広く「林産物生産売買運送業倉庫業並ニ林産ニ関スル一切ノ業務」（商登②）を目的に郡内林業家の出資で田代邸内に設立。筆者は当社の「秋田山林管理人」<sup>26)</sup>的な役割を志向したかと推測する。

Dは秋田林業と混同されがちだが9年4月池田家<sup>27)</sup>が主導し「各種木材ノ伐出製材売買運搬受負及ヒ之レニ附帯スル諸般ノ事業」（T9.9.28官報、p703）を目的に大曲町に設立。新たに山林を背負い込んだ結果、15年5月期決算で借入金60、借入有価証券14.4、銀行借越金7.6、繰欠18.5各万円（名鑑、p27）と業態不冴。

Eは14年8月5日郡内薪炭業者が設立し、現実に当該山林を買収（後述）した主体。

A～Eのいずれも当社山林に興味を持つ動機はありそうだが、売却話は暗礁に乗り上げた模様で、翌12年2月期決算では前期に2分割されていた秋田工場勘定が従前通りの32万円（要T12、p133）に戻るなど、岩手の様な“出戻り”発生が推測される。買手が操業に不可欠な同業者の場合には単に契約解除にとどまらず、当社に引渡・賠償等を要求するような「秋田山林関係繫争」となり裁判沙汰に発展した可能性はないだろうか。秋田工場売却計画の挫折直後と思われる12年5月22日「取締役松本安太郎、辻辰太郎、岩本定喜、中村太一郎、太田雪松ハ同年五月二十二日解任」（T14.6.27官報、p725）されるという大幅更迭が勃発した。その直後7月12日林喜兵衛が代表取締役に就任したから、集団解任は直近の秋田工場

売却の蹉跎等を事由とした林一派による岩本一派の追放という線が濃厚である。

いかに業績悪化企業で2年後に破綻に追い込まれたとはいえ、引責による重役陣の総辞職という形ではなく、役員多数が一挙に解任されるという甚だ穏当を欠く異常事態の発生であるからにはそれ相応の切迫した内部事情があってしかるべきであろう。その疑問に幾分でも応えるべく次節で仮説を提起してみたい。

## VII 「山林関係繫争事件」の仮説

公図が不正確な山林取引では古来係争が絶えないものだが、隣村の田沢村でも大正末期に大掛かりな共有林を巡る係争事件が生じている。地上権者の一人が持分を第三者に売ろうとした際、公図上で村有地と見做されて裁判となり、大正11年9月裁判長斡旋で和解となったものである。当件に村長として関わった堀川の伝記は瑕疵ある「問題の山林を承知で譲受け…転売で、ワザと事件を複雑にしようという人物」（堀川、p59）の理不尽な暗躍を描写する。この“地面師”的記述に筆者は過去に商法違反で起訴された噂も流布された“札付き”ながら11年10月31日当社監査役に迎えられ12月20日取締役任に転じ、翌12年5月22日解任された太田雪松という僅か半年間だけの短期在任重役の特異な性向（後述）を想起した。

この事件の直前に起こった社内抗争で渦中にあった太田雪松が、同時に社有林係争でも「ワザと事件を複雑にしようという人物」の役割を演じたものと仮定し、地上権未登記の創業期ミスが末代まで祟ったとの大胆な仮説を提示し、併せて仮説の背景と考えられる状況証拠を列挙する。

**26)** 筆者は債権者集会の議題・秋田山林管理人を「毎日…出役シ道路手入、火番盗伐ノ見張等」（角館小林区署の例）をなす山番に加え、山林全体を経営管理しながら伐採・搬出・処分等の権利も持つ者と解し、田代家邸内に住む仙北商事運輸合資（大正10年1月邸内に設立）有限社員兼支配人・三浦利助の如き精通者を想定。

**27)** 東北三大地主と称された池田家13代当主（後藤寅之助編『池田文太郎翁』昭和5年）は殖産水電興業300株（#4営、p1）保有の県内第二位株主。

## ① 仮説の骨子

秋田林業会社が駒ヶ岳の村有林に地上権を設定する際、双方から仲裁を頼まれた吉田郡長の入れ知恵か、表面上20年契約として置いて渋る村民らの納得を得る一方、地元との交渉窓口役の岩本と地元利益を代表する田代との間で“半永久租借地”の如き100年間での“密約”を内々に交わしその場を取り繕った。露見を恐れ地上権設定を未登記のまま放置した創業時の構造的欠陥<sup>28)</sup>が村民・当局・当社内でも直接関係者以外に漏れぬまま代々継承され、最終的に当社が資金難に陥り社有林売却案が欠陥ゆえに頓挫した過程で初めて発覚。“密約”当事者たる岩本派と気脈を通じた田代ら地元株主グループの談合を「寝耳に水」の林派が結束して追求し、売却時に種々画策して問題視された太田を含め、岩本派を解任するなど社内抗争が複雑・混迷化して社内外での訴訟にまで発展、遂に破産とのシナリオ。

## ② 太田雪松の性向と果たした可能性のある役割

太田雪松と当社との接点は遅くとも11/8期に300株を保有する以外は未詳である。太田は“整理屋”よろしく数多くの企業群に乗り込み掻き回して来たが9年5月末「化学香料工業の専務起訴」(T9.5.30東日⑦)などと仮装設立を各紙で報じられ意気消沈したのか11年7月現在では東京の老舗・坂川牛乳店監査役のみ(帝T11職, p139)という閑居中の身であった。

折しも11年10月31日当社重役陣が大幅刷新され、取締役林喜兵衛らが退任し入れ替わって岩本定喜らが取締役就任した。この時創立時には役員・発起人・明記された賛成人でなく当然に

相応の株主でもなかった存在の太田が初めて当社監査役に就任した(T14.6.27官報, p725)。仮装にもせよ化学会社を興す過程で工業薬品を造る当社の低迷に着眼し底値での株付け、総会乗り込みを経て得意の弁舌で売り込んだのであろう。

なぜ彼がかくも整理段階のみに集中的に関わるのか不明だが、長く一箇所で蓄財出来る機会が乏しい太田がさほどの資力<sup>29)</sup>を持つとも思えず、資力に物を言わせ一流企業の値高株を多く持てるはずはない。しかし彼が好んで標的としたポロ会社なら株価は低迷、失権株も続出し僅かの元手で重役になるだけの中堅株主に納まるのは容易だからである。

自伝の行間を読めば太田は飛州木材の平野増吉<sup>30)</sup>ら少数仲間との共同行動例を除けば集団で徒党を組むタイプではなく、「活動の策源地である、吾輩の家庭」<sup>31)</sup>で妻とも「自己の為に来た事業、採り来れる方策」<sup>32)</sup>を細かく再点検した上で、敢えてリスクな分野に単身斬り込んでいく一匹狼的な頭脳派の策士であったようだ。その結果、彼自身危険が多く「誘惑に接し易い…機会に遭ふたにも係はらず、今日までは多くの誤なくして来た事を断言し得る」<sup>33)</sup>と大見得を切っており、倒産寸前の企業に再建策を進言<sup>34)</sup>し経営陣の一角に食い込んだ戦略の成果を自讃するように解される。絶えず誇りとする母校「早稲田大学評議員たる外、数会社に関係」<sup>35)</sup>した太田雪松が新たに当社300株主となったたとえば「早稲田系の人々に依って目論まれた」(T8.8.1D, p38) 東北興業<sup>36)</sup>側からの好条件らしきものをチラつかせ接近したと仮定すれば、折しも秋田等の資産売却を迫られつつある当

**28)** 後年の昭和7年地元紙の取材で「仮契約だけで監督官庁の認可を得てない」(騒擾)顛末が露見した。

**29)** 大正14年1月調査で正味身代2~3.5万円(『商工信用録』大正15年, p154)。

**30)** 平野増吉(飛州木材専務)は認可した富山県知事が流木権を侵したと庄川水力電気のだま認可取消を行政裁判所に求め、巨額の訴訟費を金貸・乾新兵衛が融資。

**31/32/33)** 『家庭雑誌』明治42年4月, p29~30。

**34)** 太田が主筆で乗込んだ九州日出新聞では「危く没し去られんとせし同新聞をして再び曙光に浴せしめたるが、其の社主私欲に眩日して、君に依って整理せられたる同社を奪ひ還さんと企てたるや、君は憤然起って是非を法廷に争ひ、遂に勝利を収む」(古林亀治郎『実業家人名辞典』明治44年、東京実業通信社、ヲ, p77)。

社としては、この「小柄ではあるが満身精力の化身」<sup>37)</sup>で「所謂口八丁手八丁ノ男」<sup>38)</sup>を社内に招き入れ同社との仲介等を期待するのも不自然ではあるまい。後年の昭和9年ごろ太田に取材した『大日本牛乳史』の編者・十河一三も十八番の自慢話を直に聞かされ「本年六十二歳であるが、尚壯者をしのご慨あり」と評し、「特に撰但<丹の誤>鉄道の社長として充分鉄道界では其の才腕を唱へられた」<sup>39)</sup>と彼の毒気に当てられたほど“人たらし”でもあったようだ。

このころ「当初の製鉄から潔く製材に替えた」(堀川, p84) 東北興業でも「予期した成績を収めることが出来なかった」(堀川, p83) 阪本社長は当時「独り黙然とももの想いに耽っていた」(堀川, P84) との証言もあり、局面打開で起死回生を図るべき時期に該当した。

会社が資金難に陥り虎の子の社有林処分を進める過程で、早稲田人脈に絡み取締役に起用された太田が仲介して推進中の隣接・東北興業等に工場ごと売却するような話もおそらく頓挫し、社内でさえ秘密にされていた社有林の地上権が未登記のまま放置されていた実態が発覚したのであろう。当時の記録に当たれば大正4年ごろ秋田林業創立準備を鈴木商店から一切請け負っていたプラント建設業者たる「同<岩本>商会…は百年間地上権の獲得を契約せんとせるも、村内には<賛否>両派ありて要領を得さりし」(郡長) 事情が当然に明らかとなろう。法務に暗く「寝耳に水」の林派が巻き返しを計り、永年当社から「山林管理人」を任されていたはずの田代ら地元株主グループと気脈を通じ放置していた“密約”の元凶たる岩本

派の大失態を結束して追求し、創業時からの秋田工場支配人で事情を知る立場だった辻辰太郎、東北興業側への売却話を推進する太田や任侠の徒を含めた5重役を一挙に放擲、「松本安太郎、辻辰太郎、岩本定喜、中村太一郎、太田雪松へ同年五月二十二日解任」(T14.6.27官報, p725) され、ここにクーデターが成功したものと推測される。

## VIII | むすびと展望

これ以降の詳細な経緯は未解明であるが、解任の翌13年に恐らく追放された岩本派とある種の気脈を通じた債権者などから破産申立がなされ、「大正十三年(ツ) 第三二五号破産事件」として14年6月9日当社は東京区裁判所で破産宣告(T14.6.15官報, p390) を受けるに至った。破産管財人・弁護士池田卓二はまず「秋田県選出代議士榊田清兵衛、同県人青柳長次郎を相手取り株金一万八千九百円払込請求の訴訟を東京地方裁判所に提起」<sup>40)</sup>、15年1月16日時価百五十万円とも称される駒ヶ岳社有林に原契約を楯に「大正四年ヨリ向フ百年間」立木所有造林目的の地上権設定仮登記(不登①) など保全手続を進め、15年8月3日債権者集会を開催、「一、秋田山林関係繫争事件ニ付裁判上和解ニ同意ノ件。二、合名会社鈴木商店ヨリ借受ケタル公債返還ニ関スル件。三、秋田山林管理人解雇手当支給ニ関スル件」(T15.7.24官報, p661) の3点を議した。開催当日の8月3日付で仮登記した地上権を木材薪炭商の

35) 『現代人名辞典』大正元年, 中央通信社, p64。

36) 『両川ノ合流付近ニハ東北興業株式会社ノ醋酸工場アリ、先達川ノ水ヲ引用シテ水車ヲ運転』(『水力調査書』第2巻、逓信省、大正12年, p307)。との公式報告は当社による買収の可能性を示唆しよう。

37) 雑誌『動力世界』(岩下正忠『風雪六十年』能勢電気軌道、昭和45年, p20所収)。

38) 『撰丹鉄道会計検査復命書』大正6年11月9日(『鉄道省文書 撰丹鉄道』)。

39) 十河一三『大日本牛乳史』昭和9年、牛乳新聞社, p25。令和4年1月8日BSフジ「第80回鉄道伝説」にも手腕を買われ専務に乗込んだ太田が突貫工事で能勢電を開業させた話が登場するが、1年後に早くも破産する始末。

40) 『財界三十年譜』第2巻、昭和13年, p601。

沢口朝治(貞吉の一族)<sup>41)</sup>に譲渡し(不登①)、9月9日「地上権設定移転」仮登記(不登①)した。

以上の事実から、①田代の所属政党の親分筋に当たる榊田、青柳ら秋田県株主は何らかの理由で一致結束して当社が請求する払込に応じない反抗的態度を見せていた。②前節の社内抗争は秋田社有林処分起因する様相があり、秋田県株主と利害を共通する秋田山林管理人の解雇も密接に絡んでいたことが判明する。

その後の当社の推移は昭和2年3月22日債権者集会で会社側提案の強制和議案を可決(S2.6.10官報, p276)した。この時点の役員は社長林喜兵衛、取締役堀川三蔵、監査役太田雪松、岩本澄、原雅治であった。大正14年解任された岩本派と目される太田雪松、岩本澄両名が復権しており、整理を促進する上で両派間で何らかの妥協が成立した模様である。有能な技師で大株主岩本一族たる岩本澄と並んで再登場した太田がかような修羅場には欠かせない特異な才能の持ち主だったことを暗示している。同年5月27日本店を東京より名古屋市南区へ移転した際に太田、岩本が退任、取締役に山県謙治が加わった。同年10月6日破産終結(S2.10.13官報, p340)、『帝国銀行会社要録』昭和4年版を最後に掲載されなくなり、8年4月5日解散、堀川三蔵が清算人に就任(商登①)したあと、役員異動以外の動きは見られず、18年4月23日本店を再度東京へ戻して登記簿の記載は終わる。(商登①)

以上は当社の末期に関して現時点で判明した全容であるが、実は当該事件の根深い余波が当社破綻後に地域社会にも影を落とし「村賊を葬

れ」(S7.7.18魁③)と莚旗を立て襲うという村を揺るがす騒動にまで発展した。当件を報じる昭和7年7月地元紙は「生保内村の山林は訴訟とはよほど因縁がある」(騒擾)と①国有林下戻訴訟から③当社解散後の「二十万円山林事件」までの永い因縁を述べた。(筆者は①と③の間にも前述の②拓殖水電興業時代の「秋田山林関係繫争事件」が相当因果関係を有しつつ介在したと推測した訳である。)

まず③の事件は原文で「日醋」と誤記された会社が「数年前…解散となって沢口貞吉氏がく地上権を>譲り受け…伐採したが造林しないので、村当局では違約だと…訴訟となった」(騒擾)ものである。村当局は「山林二番の樹木は伐採すべからず。それは村のものだと主張…原被両告の争ひは持続」(S7.10.8魁③)、昭和7年10月7日開廷、8年7月7日裁判長の現地踏査後の7月15日和解が成立し地上権仮登記は同日付「和解調書ニ基キ解除」(不登①)され、11月13日抹消登記されて「四年余に亘る紛糾」(S8.7.7魁③)がようやく解決した。『新田沢湖町史』が「この大会社も戦争の終結と経営の杜撰さから数年ならずして解散した」(p468)と当社の末路を意外に思えるほど素っ気なく片付けた背景には村有株の利権を巡る怨念に満ちた騒擾という忘れたい過去が作用していたように部外者たる筆者には感じられる。

最後に本稿の登場人物のその後の消息を概観してむすびとしたい。第一に地元で終始山林事件に深く関与し続けた田代家の盛衰を探るため、生保内村内の運送企業群の推移を観察すると田代運送部⇒北仙聯合林産(前述C社)⇒生保内通

41) 沢口貞吉は木材木炭業、大正14年8月設立の前述E社・山丸大正運送合資無限社員(代表社員・朝治は家族)で昭和2年の所得税67円、営業税98円(名鑑, p73)。

42) 生保内通運は大正15年7月設立、株式会社に変更後の代表に池田家の家産整理を担った支配人・藤井東一が就任。

43) 競売を申立てた小松由蔵(角館)は生保内通運合名代表社員、仙北商事運輸合資出資の無限代表社員。竹内惣吉

(生保内)は薪炭業、生保内通運合名出資社員、生保内合同運送取締役。

44/45) 中西利八編『財界人物選集』昭和4年ひ, p4。

46) 中西利八編『財界人物選集』昭和14年版, p1147。

47) 拙稿「海浜リゾートの創設と観光資本家-東京ベイ臨海型テーマパークの魁・三田浜楽園を中心に-」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』第7号、平成21年3月。

運合名<sup>42)</sup>⇒生保内合同運送という大まかな企業連鎖が認められる。創業以来の当社との縁を背景に村で大きな比重を占めていた田代運送店ゆえに当社衰退の悪影響を被り、新興勢力に代替された様子を読み取れる。しかも田代家地所の登記から郡内の金貸し・仙北銀行などの債権者<sup>43)</sup>が代替企業を設立した主体であったと推察される。恐らく田代家は負債が嵩み、加速度的に分社化、分離、売却等の整理を余儀なくされる逆境に陥っていたかと解される。

ここからは田代家が当社「秋田山林管理人」に委任されて来た可能性が高いと見る筆者なりの単なる推測だが、創業期から因縁のある当社秋田山林売却に関して座視するに忍びず、たとえば上記の北仙聯合林産などのような広く郡内の資本家を糾合した受け皿企業を設立しようと目論み、相応の準備も行っていった可能性も捨てきれない。この場合には田代家の被る損失額は単に傍観した結果の家業減収といった軽症にとどまらず、最終的に運命を共にするほどの重症に繋がったのであろう。こうして田代家の家業であった運送業や黒湯の権利が仙北銀行のオーナーで県下最大級の大地主たる池田家側にシフトしていく衰退傾向の中で宏成は昭和13年9月15日死亡、享年75（町史、p687）。

次に平尾幸太郎は一時は「重役に選ばれる事三十余会社に及び事業界の諸方面に雄飛した」<sup>44)</sup>が、大正末期に当たる「数年以前より皆隠退して、<昭和4年>現在前記<平尾物産合資社長、北濃鉄道取締役、大日本放射製薬常任監査役の>三会社の経営」<sup>45)</sup>に限られた。しかし発起人会に

出向いてまで関与した北濃鉄道は籠脱け詐欺の正体が露見し昭和5年1月28日破産宣告（S5.2.1官報、p28）され、8年4月現在では「ラヂオカルク」で一世を風靡した大日本放射製薬の方も役員を退任済み（要S8.大阪、p60）で、この前後に彼は事実上経済界を隠退したに等しい。

最後に当社在任の半年間で果たすべき役割が不発に終わったのか否か残念ながら未解明に終わった太田雪松に関しては、その後「朝日牛乳、阪川牛乳外二三会社の顧問及相談役」<sup>46)</sup>のほか、かねて内情を知る京和銀行破綻騒動に巧みに食い込み、東京湾岸埋立地での広大な遊園地経営へ参画する等、しぶとく「整理屋」としての本領を發揮した晩年を追った拙稿<sup>47)</sup>に譲るが、昭和14年1月13日「病気の処養生不相叶本日午後五時半永眠」(S14.1.15東朝夕④)した。

本稿は永年、鉱山業、山林業、殖産事業等で取って巨大リスクを冒して来た人物に着眼し「虚業家」の存在を論じて来た筆者が、昭和42年以来幾度か現地を訪れ関心<sup>48)</sup>を払ってきた注目企業群の創業期と終焉期に策動した二人の特異な性向<sup>49)</sup>を取り上げたものである。もとより大資本家でも、会社代表者でも、当地出身者でもない、いわば“日蔭者”ゆえ、社史・伝記はもとより地元自治体史等でさえも正確に捉えることの至難な存在ながら、当該企業群で果たしたであろう正負両面の役割は筆者の立脚する企業者史・破綻研究等の観点から決して看過できない要素と考えている。

本稿主題の秋田林業会社設立の端緒は町史によれば、「明治四十四年、国有林下戻に伴う山林処分を目的とした…会社が、田代宏成、平尾幸太

48) 拙著「非日常の観光社会学—森林鉄道・旅の虚構性—」日本経済評論社、平成29年、p339～340、p426～430、拙稿「生保内営林署生保内森林鉄道について」『急行第二いぶき』滋賀大学鉄道研究会、平成12年3月ほか。

49) 「新人網羅の点…その努力を褒めて戴きたい」（巻頭言）との編集方針下、あまり紳士録等に載らぬ二人を『財界人物選集』に載せた編者・中西利八は平尾を「事業会社を創立し、其重役に選ばれる事三十余会社に及び事業界の諸方面に

雄飛した」（昭和4年版、p4）、太田を「中央及関西の事業界に雄飛し、十数会社の社長専務等に歴任」（昭和14年版、p1147）と、関与社数の多さに着眼した。なお当社職員の中には後年協同組合運動へ傾斜し農協関係の書籍で文筆を揮った大貫将（庶務主任・395株主）なども含まれていた。

郎(大阪)、三浦政吉、田口忠吉、倉橋小八郎らによって創立(町史, p339)となっているが、筆者は国有林下戻の従任者らによって組織されたと伝えられる当該企業(町史のいう「日本拓殖工業」なる明治末期設立会社)の存在を参照し得た限りの史料からは裏付けできなかった。しかし下戻裁判に勝訴するまで年々発生する訴訟費用と、勝訴すれば支払う約束の多額の報奨金捻出のため、従任者「各位寝食を忘れ、私財を投ずる等、血の滲む苦節」(町史, p688)を強いられ、現に田代宏成らが人数による組合形式での「下戻山林」関連の林業基盤整備を目論み、明治44年7月28日秋田農工銀行から期間10年、6.5%の長期・低利・不動産抵当借入という公的な制度融資を受けた事実(不登②)だけは認められた。

実際に他村の例と同様「生保内村の勝訴となった時、その功労者に対して駒形二番地…地上権だけ村から贈与」(騒擾)した訳だが、訴訟費用の捻出策も提案したはずの一番の「功労者」たる平尾が恐らくリスクマネーの金主と仰いだであろう中央の高利金融業者<sup>50)</sup>等を納得させるだけの、大仕掛な尤もらしい仕組み作りの一環として、初勝訴を機に短期間に多額のキャッシュ・フローを生み出す「山林処分を目的とした会社」の設立準備を田代らに強く求める行動は冒頭の架空「中ノ鳥島」探険のシンジケーションの事例<sup>51)</sup>等に照らして極めて自然と解される。

また自ら開拓者たらんと志した田代ら同志が当該準備会社及び後継企業2社の名に未開の原生林を切り開き産業を興す「拓殖」を好んで冠し、構内に冒頭の拓殖神社を建立し『写真帖』巻末に収め、かつ破綻の渦中に社殿を救出し永く保存し続けたであろうなど「拓殖」の2字を大義とする一連の行動規範も肯ける。時期的な一致から冒頭の平尾主導の「中ノ鳥島」探険の破天荒な動機と、大正2年3月夫人の名での田代による生保内公園の設置(新年表, p53)動機とが、もし同年3月19日下戻訴訟での宮城控訴院勝訴による「功労者」への報奨期待に依拠していたと仮定すれば、共にかちどきの雄叫びであったのかもしれない。

なお、筆者が強く関心を持って来た今一つの視座として、秋田県の山奥には稀なる大企業が現地に残した各種産業遺産<sup>52)</sup>の顛末・現況等に関しては時局柄現地調査<sup>53)</sup>が十分に実施できなかったため、遺憾ながらオミクロン株情勢の好転を待ち他日を期すこととした。

50) 太田の親友・平野増吉の庄川ダム訴訟の場合の乾新兵衛のごとき冒険的に勝訴を期待するリスクテカー。

51) 平尾側で見もしない島の地名を平尾湾、太郎岩、幸ヶ原と勝手に命名した件につき不審に思った地理学者の志賀重昂が「如何してあれ丈精細に判り居るや」と問うと初対面の平尾は「いや怎うか判らんが何分事業が大仕掛だからあの様に云わんと鳥渡都合が悪い」(志賀重昂氏談 T3.4.3東朝③)と平尾一流のはったりと判明。志賀は大仕掛な探険事業の「出金人は平尾氏に非ず大阪の某氏なるを耳にした」(前掲志賀談)とも語るの、金主の手前、都合が悪かったであろう。探険が大失敗に終わっても一種の「冒険貸借」であったのか、主宰者平尾は大損を被らず平然と鉱業を続けた。

52) 社有林起点の大正期搬出用軌道は黒湯にも近く、もし利用組合での運行管理ならば田代家関与もあり得た。一方昭和4年度鶴ノ湯手前まで4,524m敷設の玉川林鉄先達支線は「官行斫伐製品搬出…又先達川流域国有林内温泉地へノ物資運搬、或ハ地元民ガ同流域国有林ヨリ副産物ヲ採取スル際等ニ利用」(昭和9年営林局調査)された。支線旧線は「平行する二つの線に枝分かれ」(『日本の廢道』4号、平成17年)との平沼義之氏現地調査もあり、当社破綻の中で官民両軌道を繋ぐ「失われた環」の存否確認が今後の課題。

53) 資料収集上秋田地方法務局、同大曲支局、秋田県立図書館、東北森林管理局、仙北市教育委員会、同田沢湖図書館等から格別のご配慮を賜った点に深謝する。

# **The Rise and Fall of a Suzuki & Co.-affiliated Developer that Capitalized on National Forests Returned to Private Ownership in the Taisho Era (1912-1926), and Two Idiosyncratic Entrepreneurs who Maneuvered the Firm During its Early and Later Years**

*The Roles of Kotaro Hirao and Yukimatsu Ota Involved in the Primeval Obonai Forests in Akita Prefecture*

Isao Ogawa

The vast forests of Obonai stretching along the shore of Lake Tazawa, located in the central part of Akita Prefecture near the border with Iwate Prefecture in northeastern Japan, were forcibly converted by the central government into state ownership during the Meiji period (1868-1912). The aggrieved local residents filed a lawsuit to have the forests returned. Their case was won in the 1910s, but a forestry company (affiliated with the trading house Suzuki & Co., Ltd. in Kobe) acquired by capitalists who effectively paid the legal costs obtained the exclusive rights to most of the regained village-owned forests. The forestry company thrived by producing acetic acid and other products for military use as prices soared during World War I. The village also prospered with the rapid increase in new businesses. However, the postwar recession saw these businesses decline, causing the company to eventually declare bankruptcy in 1925.

This paper examines the history of the forestry company from its inception to repeated reorganizations and transfers, liquidation, asset disposal, and dissolution, and analyzes how mayor Hironari Tashiro and the residents of a poor mountain village, located far from the nation's capital, experienced difficulties promoting regional development and working with the firm. The paper also looks at Kotaro Hirao and Yukimatsu Ota, two differential who, in various ways, had both positive and negative impacts, to assess the roles of these exceptionally talented risk-taking entrepreneurs, whose reputations are difficult to define. Hirao, a prospector and speculator, was also known as an explorer who dispatched an expedition to the phantom Ganges Island in 1911. Ota was a professional liquidator, or so-called hatchet man, who liquidated a failed bank with an ingenious plan to turn the former salt fields along Tokyo Bay into an amusement park in the pre-war period.